

○登録国債買上償還代金の消滅時効に関する件

(昭和35年4月26日 蔵理第3670号)
(大蔵省通達(大蔵省より回答))

昭和35年4月26日付国債第163号をもつて伺出のあつた標記の件については、貴見のとおり取り扱つてさしつかえない。

(照会内容)

「無記名国債証券等の買上償還について」(昭和25年3月31日理秘第834号)により買上償還した登録国債のうち本年2月末現在未払分に係る国債額の引落とし、ならびにそれに伴う不要資金の返納は、下記により取り扱うことといたします。

つきましては、上記買上償還代金の消滅時効は、民法の規定に従い本行本店において買上償還請求書を受領し取扱店に対して買上償還通知書を発した日の翌日から起算し10年をもつて完成する取扱といたしたくお伺いします。

記

- 1 別紙「買上償還登録国債未払高内訳表」(編注略)により「国債額明細帳」の引落としを行うこと。ただし既に満期償還期日または繰上償還期日の到来した上記内訳表(1)の登録国債については、下記2により返納する公債償還資金相当額を同明細帳の「減」欄に朱記して債額を調整したうえ実施のこととする。
- 2 上記1の措置に伴い、本行が受領済の当該買上償還国債に対する満期償還資金または繰上償還資金および買上償還後の利子支払資金を返納すること。